

生徒会遠征費支出規定

この規定は、宮城県石巻商業高等学校生徒会会則で定められた運動部・文化部・委員会・執行部の各種大会等、及び研修等に要する、交通費及び宿泊費等の支出について定めるものである。

ただし、各種大会等の主催団体は原則として、高体連、高野連、文部科学省、県市町村教育委員会に限るものとする。これらの団体の共催、または後援の場合には別に協議するものとする。研修等については、特に主催団体を定めない。

1. 各種大会等

A. 運動部

以下、大会開催地により、地区大会、県内大会、県外大会に分類して述べる。地区大会は石巻地区、県内大会は石巻地区を除く県内、県外は宮城県外である。外国が会場の場合は協議する。

なお、交通費については石巻駅を基準として算出するが、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費により算出する。

支出人員については別に定める。以下に定める大会の参加費は全額支出するものとし、代表者会議の交通費は必要最低限の人数に対して支出する。

(1) 地区大会

- ・大会会場が学校から 10 km を超える場合に限り、交通費のみを実費で支出する。
- ・地区体協主催のものについては、参加費、旅費とも支出しない。

(2) 県内大会

① 交通費

- ・原則、公共交通機関（ＪＲ運賃・バス運賃等）を基準とし、実費全額を支給する。ただし、バス借り上げの場合はその実費全額を支給する。

② 宿泊費

- ・宿泊費補助として、支出人員 1 人あたり 1 泊 ¥3,500 を支出する。ただし、この中には昼食代等の雑費を含むものとする。
- ・競技が予定より早く終了した場合、直ちに帰宅するものとする。
- ・原則、前泊は集合時刻が午前 8 時以前の場合のみとする。

(3) 県外大会

- ・県外大会（東北大会・全国大会）に参加する場合には、該当する部は、下記の規定に基づいて参加計画書を提出する。

① 交通費

- ・県内大会の場合に準ずる。乗車運賃は学割使用のこと。新幹線利用も認める。

② 宿泊費

- ・実費を支出する。宿泊日数は大会参加日より競技終了日までとする。

③ 雑費

- ・昼食代、現地交通費等の雑費補助として支出人員 1 人あたり、大会期間中 1 日 ¥800 を支出する。
- ・期間は大会参加日より競技終了日までとする。

※東北大会等で県内が会場の場合は、県外大会と同等に取り扱う。

(4) 県指定の強化選手等について

- ・別途協議する。

B. 文化部・委員会等

交通費、宿泊費ともに運動部に準ずる。ただし、高文連、教育委員会主催又は後援の研修等も含める。

C. 支出人員

(1) 運動部

a. 団体戦

各部の遠征費支出人員は、選手、補欠、マネージャー1名を含み、下記の人員を超えないものとする。支出は必要最低限の人数とする。

部 名	人数
硬式野球部	21
陸上部（男・女）	登録数
バレー部（男・女）	19
バスケットボール部（男・女）	19
サッカー部（男子）	21
卓球部（男・女）	9
ソフトテニス部（男・女）	12
カヌー部（男・女）	14
剣道部（男・女）	14
柔道部（男・女）	10
弓道部（男・女）	14

b. 個人戦

地区予選または県予選通過選手数とする。

ただし、団体戦と個人戦で同一選手が重複した場合は、必要最低限の人数に対して支出する。

（補助員に関しては支出しない）

(2) 文化部・委員会等

吹奏楽部 マイクロバス1台

その他の文化部、委員会等の出場者数はその都度協議する。

2. その他

(1) 取材

- ・取材のための旅費は広報委員会、写真部に限り支出する。交通費は実費を支給するものとし、宿泊は認めない。
- ・取材は原則として県総体のみとし、支出人員は各委員会・各部とも1会場あたり2名以内とする。

(2) 応援

- ・生徒会応援計画にしたがって、その都度協議する。

(3) 執行部幹部合宿

- ・旅費を全額実費で支出する。

3. 補足事項

- ・協議の場合、生徒会執行部と各部委員会）の代表者との話し合いによる。必要により職員会議の

承認を得るものとする。

- ・この規程の改正は評議委員会の議を経て、職員会議の承認を得るものとする。
- ・この規程は昭和 60 年 4 月 1 日に遡って施行する。

昭和 60 年 6 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正